

湖南省コミュニティバス

夏休み バス乗車体験 無料キャンペーン

期間

令和8年

8.1土 ▶ 8.31月

対象者

小学生以下の子ども
および同伴者

おねがい

乗車体験後は二次元コードあるいは市のホームページからアンケートのご協力をお願いします。

抽選で **30名様** に
1,000円の図書カード
を進呈します。

アクセス期間

令和8年
8月1日～9月13日



- ・バスを降りるときにパスカードを運転手に見せてください。
- ・タクシー等、バスの形式でない車両もあります。
- ・同伴者のみのキャンペーン利用はできません。
- ・パスカードがあれば人数・市内外在住は問いません。
- ・パスカードはホームページからチラシをダウンロードするほか、市役所やまちづくりセンターで配布しています。

バスに乗るときは…

- 席に座るか、つりかわやてすりにつかまろう
- バスがうごいたら歩かないようにしよう
- おしゃべりは小さな声でしよう

運が良ければ
『こにゃんバス』に乗れるかも!?

お問い合わせ 湖南省都市建設部交通政策課

TEL:0748-69-5602

湖南省コミュニティバス

夏休み
乗車体験 **パスカード**

利用期間 令和8年 8月1日～8月31日

こども

湖南省コミュニティバス

夏休み
乗車体験 **パスカード**

利用期間 令和8年 8月1日～8月31日

同伴者

切り取って使ってね♪

夏休み「バス乗車体験」無料キャンペーン（R7、R8アンケート比較）

- ・令和8年度のアンケートについては、子ども・同伴者それぞれが回答できるフォームへ変更しました。
 - ・設問については、子ども・同伴者それぞれの【バスに乗ることへの意識】について重視したアンケート内容としました。
- 子ども…実際にバスに乗り、どんな気持ち（楽しい・楽しくない）になったか、またバスに乗りたいか、また、自由記述により体験の印象を答えてもらうことで、満足度だけでなく、将来の公共交通利用に対する意識変化を確認します。
- 同伴者…バス乗車に対する同伴者の子どもとの乗車における利用障壁を答えてもらうことで、現状のバス乗車に対する課題点を確認します。
- ・子ども（小学生以下）へのモビリティマネジメントとして、保護者（同伴者）のバス乗車に対する意識が重要となることから、アンケートの結果から、できる限りの課題点の改善を行い、家族利用・継続利用につなげていくことを目指します。

令和7年度設問		令和8年度設問	
		Q1. アンケートに回答する人を選んでください。（質問項目が変わります）	
		子ども	同伴者
Q1. どちらの小学校区にお住まいですか？ → 1. 三雲小学校区 2. 三雲東小学校 …			Q2. どちらの小学校区にお住まいですか？ → 1. 三雲小学校区 2. 三雲東小学校 …
Q2. どのような目的で利用されましたか？ → 1. 買物 2. JR草津線を利用するための移動 3. バス乗車体験 その他（自由記述）			Q3. どのような目的で利用されましたか？ → 1. 買物 2. JR草津線を利用するための移動 3. バス乗車体験 その他（自由記述）
Q3. どの路線に乗りましたか？（複数回答可） → 1. 石部循環線 2. 下田線・三雲駅ルート …			Q4. どの路線に乗りましたか。（複数回答可） → 1. 石部循環線 2. 下田線・三雲駅ルート …
Q4. 対象者はどちらに当てはまりますか。 → 1. 乳幼児 2. 保育園・幼稚園・こども園児 3. 小学生			Q5. 対象者はどちらに当てはまりますか。 → 1. 乳幼児 2. 保育園・幼稚園・こども園児 3. 小学生
子どもの意見 Q5. 誰とバスに乗りましたか。 → 1. おとうさん・おかあさん 2. おにいちゃん・おねえちゃん 3. おじいちゃん・おばあちゃん		Q6. だれとバスにのりましたか。 → 1. おとうさん・おかあさん 2. おにいちゃん・おねえちゃん 3. おじいちゃん・おばあちゃん	
子どもの意見 Q6. バスの乗車体験は楽しかったですか。 → 1. 楽しかった 2. 楽しくなかった		Q7. バスにのることはたのしかったですか。	
			
	はい☺	いいえ☹	
	Q8. どんところがたのしかったですか。（複数回答可） → 1. まどからのけしき 2. バスにのれたことがたのしかった 3. ボタンをおすところ 4. その他		
		Q9. どんところがよくなかったですか。 →自由記述	
		Q10. いままでバスにのったことはありましたか。 → 1. こんかいがはじめて 2. まえにものったことがある	
子どもの意見 Q9. バスに乗ってみて思ったことや感想など →自由記述		Q11. バスにのってみておもったこと →自由記述	

子どもの意見

Q7. 今回のバス乗車体験を通して、これからバスに乗ってみたいと思いますか。 → 1. 思う 2. 思わない	Q12. まだバスにのりたいですか。 → 1. のりたい 2. のりたくない		
		Q13. バス乗車体験に参加したきっかけはなんですか。 → 1. 学校や園で配布されたチラシを見て 2. 市の広報やホームページを見て 3. 市のSNS配信を見て 4. 地域団体からの案内（区配布等） 5. 家族・知人からの紹介	
		Q14. 湖南市のコミュニティバスに乗ったことはありましたか。	
		 初めて	 何回かある よく利用している
		Q15. 今まで利用しなかった理由は何ですか。（複数回答可） → 1. 行きたい先がない 2. 時間が合わない 3. 乗り方が分からない 4. 車のほうが便利 5. バス停が遠い 6. 知らなかった	
		Q16. バス停までの距離感について教えてください。 → 1. 徒歩 5 分以内 2. 徒歩 10 分以内 3. 徒歩 15 分以内 4. 徒歩 15 分超	
		Q17. 今回のバス乗車体験の前と後で、バスの印象は変わりましたか。 → 1. とてもよくなった 2. よくなった 3. 変わらない 4. わるくなった 5. とてもわるくなった	
		Q18. 今後、お子さまとバスを利用したいと思いましたか。 → 1. 思う 2. 思わない	
Q11. 自由回答（乗車体験の感想やバスについてなど）		Q19. 自由回答（乗車体験の感想、今後やってほしい取り組みなど）	
Q11. アンケート特典（図書カード）を希望しますか。 → 1. はい 2. いいえ	Q20. アンケート特典（図書カード）を希望しますか。 → 1. はい 2. いいえ		

子どもの意見

Q8. バスの乗車体験は勉強になりましたか。 → 1. 勉強になった 2. 勉強にならなかった
Q10. このような取組はお子さんの社会学習に役立つと思いますか。 → 1. 役に立つ 2. 役に立たない

区域運行（案）について

（1）趣旨

湖南省では、利用者の減少や運転手不足の深刻化により、現在の路線定期運行を維持することが難しくなっています。そのため、妙感寺ルート、美松台ルート、医療センタールートについて、現在の停留所や運行時刻をできるだけ維持しながら、「必要な時に必要な便を運行する区域運行方式」への変更を行います。

（2）変更内容

○次の3ルートを区域運行へ変更します。

- ・ 妙感寺ルート
- ・ 美松台ルート
- ・ 医療センタールート

現在も多くの便でタクシー車両による運行を行っていますが、変更後は全便をタクシー車両で運行します。

（3）運行方法

○利用者からの予約に応じて運行する「区域運行方式」に変更します。

- ・ 電話による事前予約制
- ・ 予約した停留所で乗降
- ・ 同じ便の利用者との相乗り運行
- ・ 定員を超えた場合は増車対応
- ・ 現在の利用者に配慮し、運行時刻は現行の時刻表を基本

（4）停留所の追加

利便性向上のため、大型商業施設や病院方面への停留所を追加します。

みんなの移動を、未来につなぐ公共交通へ

～限られた財源の中で、必要な移動を守るために～

公共交通は、みんなの生活を支える大切なインフラです。



1 なぜ今の公共交通は厳しいの？

市民の声

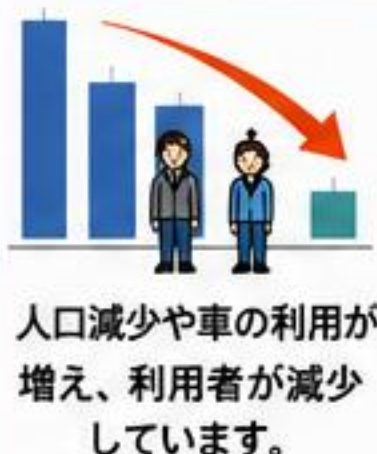
不便だから
利用しづらい

- 本数が少ない
- 目的地まで遠回り
- 時間が合わないなど…



公共交通の課題

利用者の減少



運転手の不足



費用の増加



利用が少ない時間や路線がある一方で、朝夕は混雑するなど、利用の偏りがあります。

2 公共交通は税金で支えています

収支の内訳 (イメージ)



運行にかかる費用の約6割は、市民の税金で負担しています。

公共交通は、道路や水道、消防と同じく、みんなの生活を支える大切なインフラです。



道路



水道



消防



公共交通

限られた財源の中で、将来も公共交通を維持していく必要があります。

3 これからの運行の考え方 ～利用実態に合わせて、最適な車両と運行に見直します～

利用が多い路線・時間帯 (朝夕の混雑路線など)

大型車両でしっかり輸送力を確保



- ✓ 朝夕の通勤・通学を支える
- ✓ 混雑時も安全で快適に運行
- ✓ 駅や主要施設へのアクセスを確保
- ✓ 鉄道との接続を強化

大きいバスから、
“合ったバス”へ

必要な輸送力を、
必要な場所へ



使いやすく、続けられる
公共交通にしていきます。

利用が少ない路線・時間帯 (地域の生活路線など)

タクシー車両へ転換して、効率的に運行



- ✓ タクシー車両でコストを抑え、効率的に運行
- ✓ 買い物・通院・役所など、生活に必要な移動を支える
- ✓ 地域の実情に合わせて、きめ細かく運行

見直しのポイント

- ✓ 利用状況や時間帯に合わせて車両を選択
- ✓ 必要なサービスの水準を維持しながら、効率化を進めます
- ✓ 地域の皆さまと一緒に考えながら進めます

4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

地域での移動に困っている人の、毎日の暮らしを支えます。

高齢者



買い物や通院などの外出を支えます

学生



通学を支え、将来のまちを支えます

車を持たない人



生活や仕事に必要な移動を支えます

免許を返納した方



安心して外出できるよう支えます

障がいのある方



社会参加や通院などの移動を支えます

外国人の方など



生活に必要な移動を支えます

「移動できること」は、誰もが安心して暮らせるまちにつながります。

5 市民の皆さまへ

公共交通は、みんなの利用で未来につながります。

一人ひとりの「ちょっとした利用」が、将来の大きな支えになります。



今後は、朝夕の混雑時や利用者が多い路線は大型車両でしっかり輸送力を確保し、利用者が少ない路線はタクシー車両へ転換して輸送効率を向上させます。
地域の実情に合わせて、皆さまと一緒に、持続可能な公共交通をつくっていきます。



路線定期運行と区域運行の比較

同じ時間に同じルート走るか、必要なときに必要なルート走るか



路線定期運行

時刻表どおりに決まったルートを運行

運行イメージ

時刻表どおりに
決まった時間に運行



時刻表(例)

A発 8:00
B発 8:20
C発 8:40
D着 9:00
...

メリット

- いつでも乗れる安心感
- わかりやすい
- 予約不要

デメリット

- 空気輸送が発生
- 赤字になりやすい
- 乗車定員に達すると乗ることができない

向いている地域

- 利用者が多いエリア
- 都市部



区域運行

電話予約に応じて、ルートや時間を調整して運行

運行イメージ

電話予約に応じて
ルートや時間を調整

何時ごろ
来ますか?

あらかじめ停留所の到着時間目安を設定

到着時間の目安(例)



メリット

- 必ず乗れる(増車対応)
- 無駄な運行が減る
- 利用者に合わせて運行
- 効率的(コスト削減)

デメリット

- 電話予約が必要
- 到着時間が前後する場合がある(予約状況や交通状況により変動)
- 他の予約と調整して運行

向いている地域

- 利用者が少ない地域
- 郊外・高齢化地域

電話で予約するだけ!
簡単な予約で、必要なときに
安心してご利用いただけます。

乗車定員をオーバー

した時は、2台目を出します!



必ず乗れるので
安心です!



地域の状況や目的に合わせて、最適な運行方法を決定します



1. 変更の概要

■ 対象ルート（区域運行への変更）

① 妙感寺ルート



② 美松台ルート



③ 医療センタールート



■ 乗り物の種類

すべての便がタクシー車両になります。



※相乗りになります。
乗車定員を超えた場合は、
台数を増やします。

※現在も多く便でタクシー車両により
運行しています。（18便中13便）

■ 良くなる点

大型商業施設と病院行きの停留所を
追加することを考えていますので、
今までのような乗り換えは
不要になります。

これまで
乗り換えが必要



変更後
乗り換え不要！

イオンタウン湖南
または
郵便局（平和堂石部店）



追加する停留所一覧

ルート名	追加する停留所	備考
妙感寺	イオンタウン湖南	
美松台	イオンタウン湖南 または 郵便局（平和堂石部店）	利用者等の意見を 参考に決定します。
医療センター	郵便局（平和堂石部店）	

1-2. 集約路線の検討

各ルートに停留所を追加したことにより役割を整理し
集約を検討します。

■ 対象ルート（集約の検討）

- ① 三雲線・東庁舎ルート ※イオンタウン湖南経由
- ② 石部線・東庁舎ルート



2. 変更の理由（背景）



- 利用者の減少により、空気輸送が増加し、
運行経費の負担が大きくなっています。
【参考：乗降調査】

- ① 令和7年9月19日（金）
18便中4便で利用者なし
- ② 令和7年9月20日（土）
6便中4便で利用者なし



- 運転手不足が深刻化し、
現行の定期運行の維持が困難に
なっています。



- 予約制により、必要な便だけを
効率的に運行し、路線を維持します。

必要なときに
予約



必要な便だけ
運行

3. 利用方法のポイント

① 電話による事前予約制



② 予約した停留所で乗車



③ 予約状況により目的地の到着が 早くなる場合があります



最短ルートで
運行できます



4. 地域への影響とお願い



路線は維持されるため、
地域の移動手段は
確保されます。



予約制への移行により、
利用者の行動が変わるため、
地域内での周知への
ご協力をお願いします。

予約が必要に
なります！
ご理解・ご協力を
お願いします！



利用状況を踏まえ、
今後も改善を
継続します。



区域運行 実施スケジュール



令和8年度は運行の検証・改善を行い、
令和9年4月から**本格スタート**します！



令和8年度

5/25
(月)

三雲学区
説明会



地域の皆さまへ
運行計画(案)を
ご説明します。

6/30
(火)

湖南省地域
公共交通会議



地域公共交通に関する
協議・検討を行います。

7月

運行事業者
決定



安全・安心な運行を
担う事業者を
決定します。

8月

地元説明会



運行計画(案)や
利用方法などを
ご説明します。

8月

運輸支局、
警察署への
申請手続き



必要な申請・届出を
行い、運行に向けた
準備を進めます。

9月

広報こなん、市SNS、
組回覧、公共施設等
チラシ設置、コミュニティ
バス・タクシー内や
停留所に広告周知



さまざまな方法で
利用方法や運行内容を
お知らせします。

10月
または
11月

現在の利用者に
配慮した時刻表で
スタート



実際に運行を開始し、
利用しながら使いやすさを
検証します。

年内
目途

地元要望
聞き取り
(停留所・時刻)



区長様に
地元要望の取りまとめを
お願いします。

令和9年度

4月

区域運行
本格スタート



より便利で持続可能な
地域の移動手段として
運行します！

✓ 地域の皆さまとともに
育てていく運行へ

✓ 安全・安心・便利な
移動を未来へつなぎます

年内は地元のご意見をしっかりお聞きし、時刻表や停留所の位置を検討します！



区長様に地元要望の
取りまとめを
お願いします。



停留所の位置や
時刻の調整を整理



時刻表・停留所の位置を
検討・調整

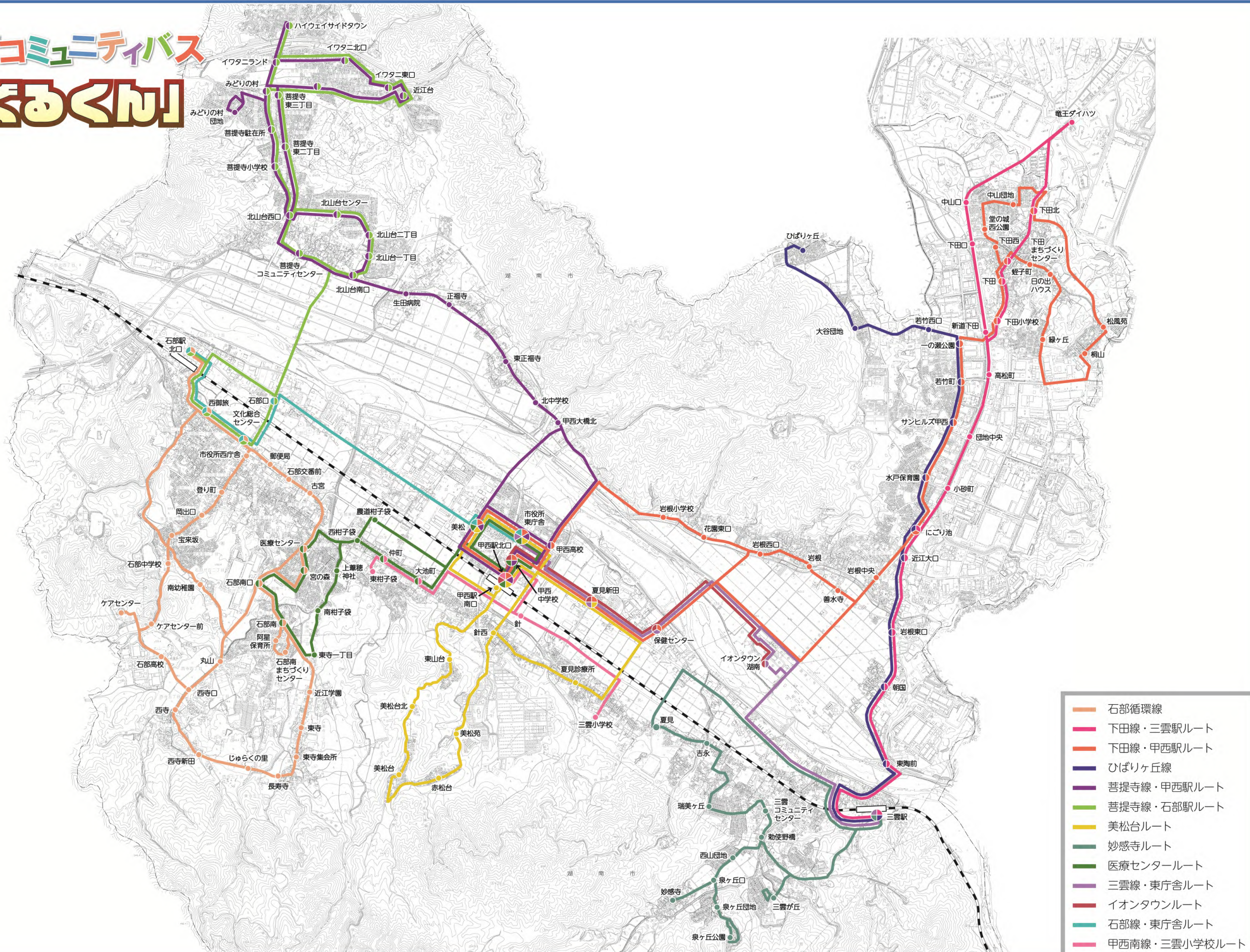
より使いやすく、
便利な運行へ
改善！

10月頃の

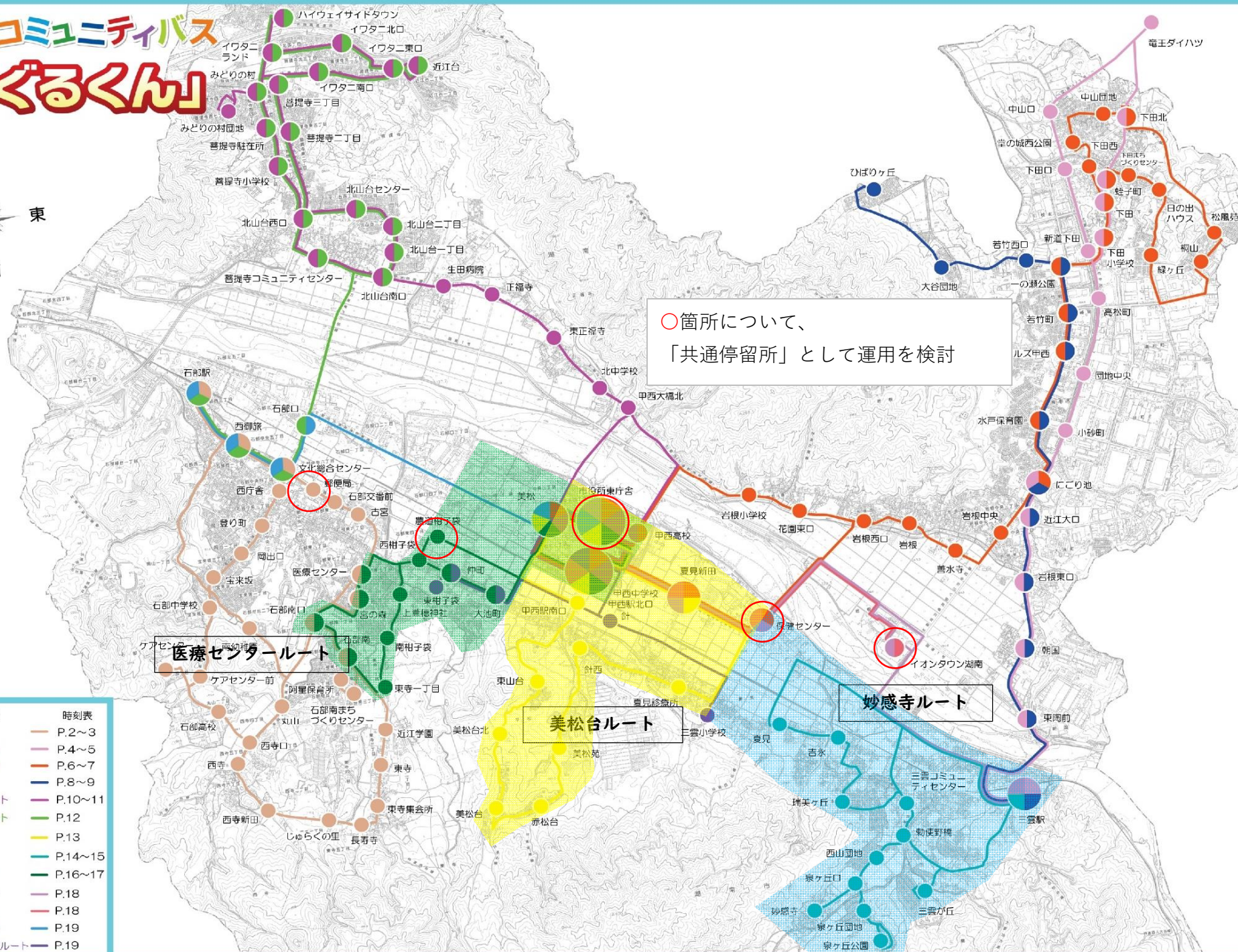
現在の利用者に配慮した時刻表でスタート

実際に運行を開始し、
利用しながら使いやすさを検証します。

令和9年4月から本格スタートします！



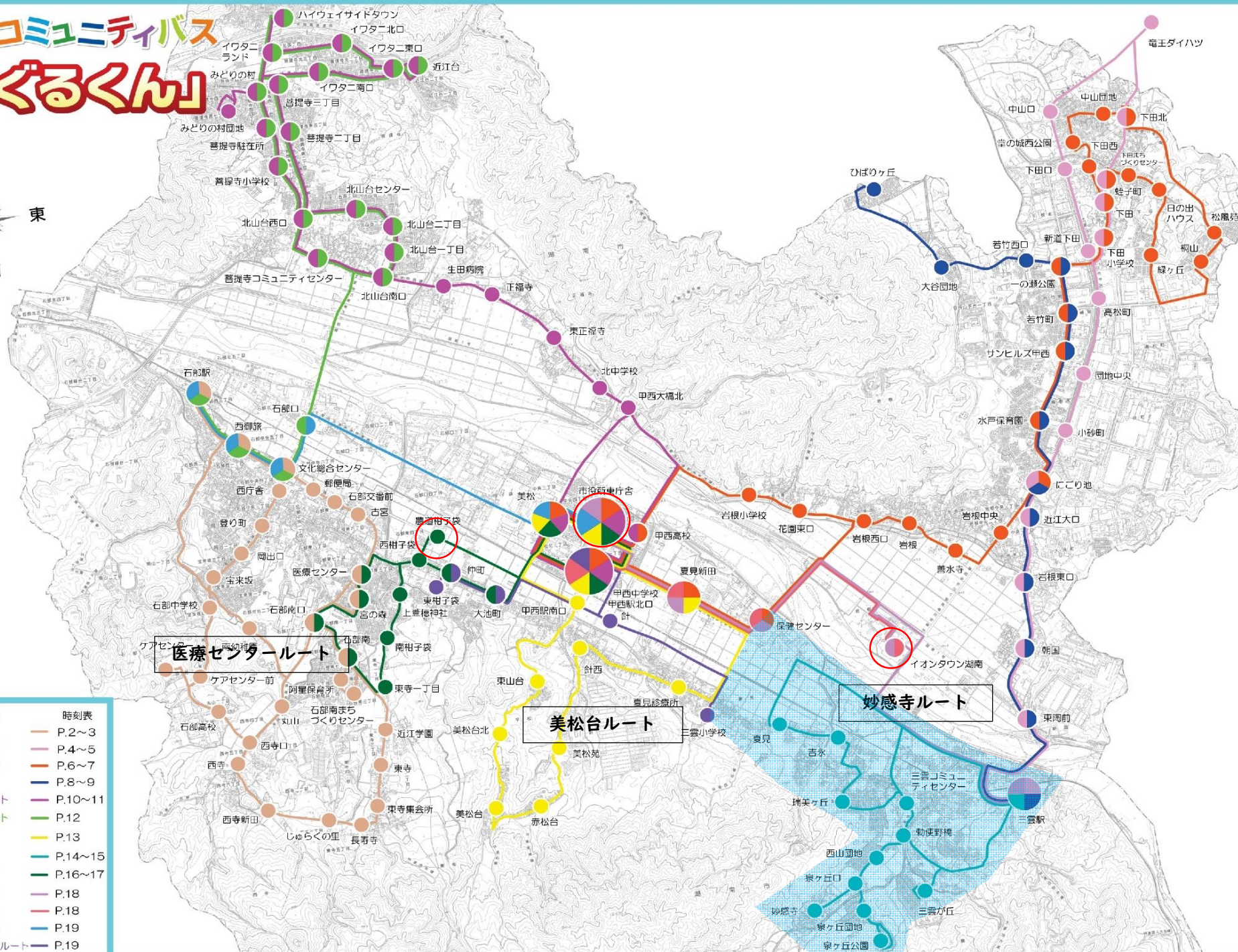
湖南省コミュニティバス 「めぐるくん」



○箇所について、
「共通停留所」として運用を検討

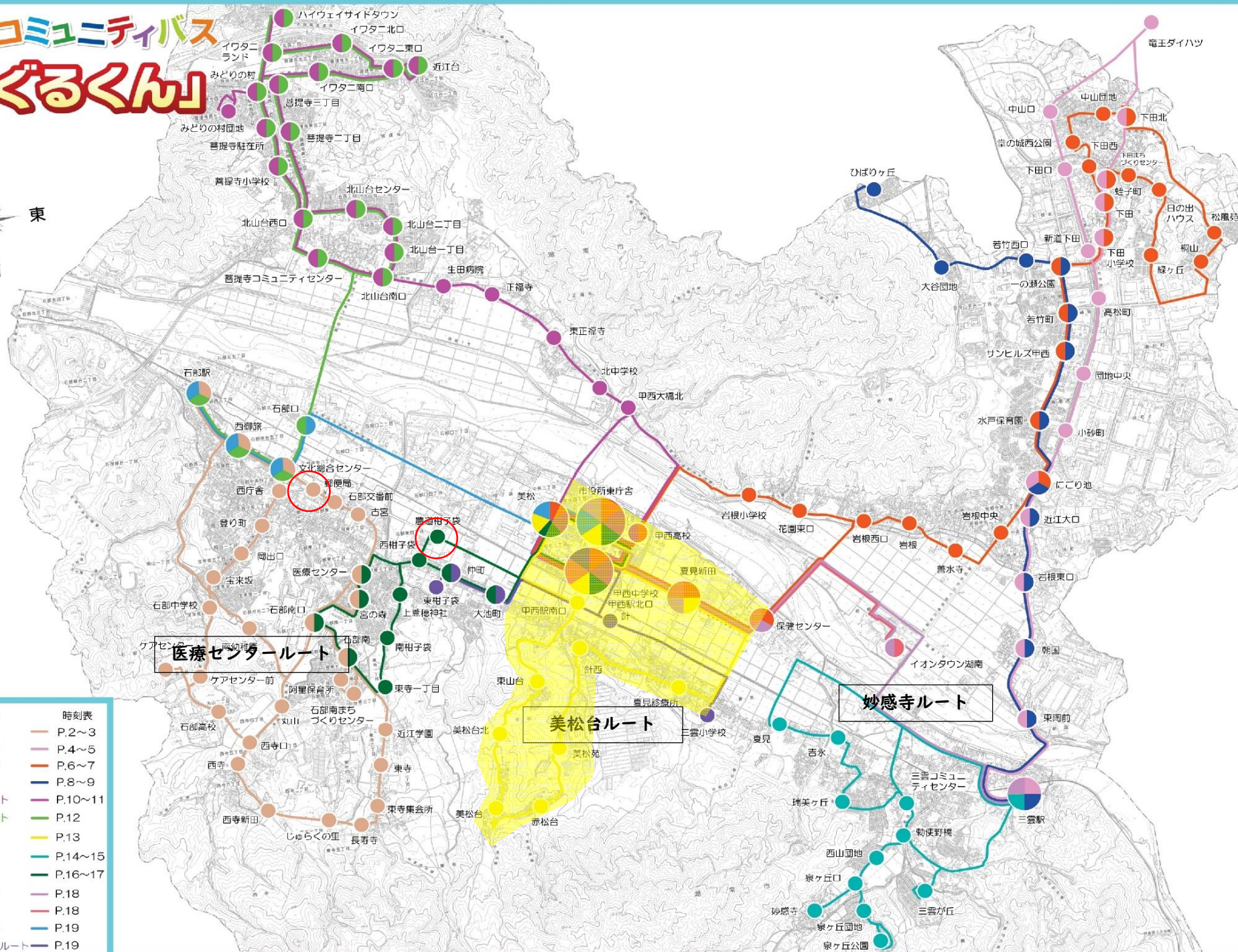
路線名	時刻表
石部循環線	P.2~3
下田線・三雲駅ルート	P.4~5
下田線・甲西駅ルート	P.6~7
ひばりヶ丘線	P.8~9
菩提寺線・甲西駅ルート	P.10~11
菩提寺線・石部駅ルート	P.12
美松台ルート	P.13
妙感寺ルート	P.14~15
医療センタールート	P.16~17
三雲線・東庁舎ルート	P.18
イオンタウンルート	P.18
石部線・東庁舎ルート	P.19
甲西南線・三雲小学校ルート	P.19

湖南省コミュニティバス 「めぐるくん」



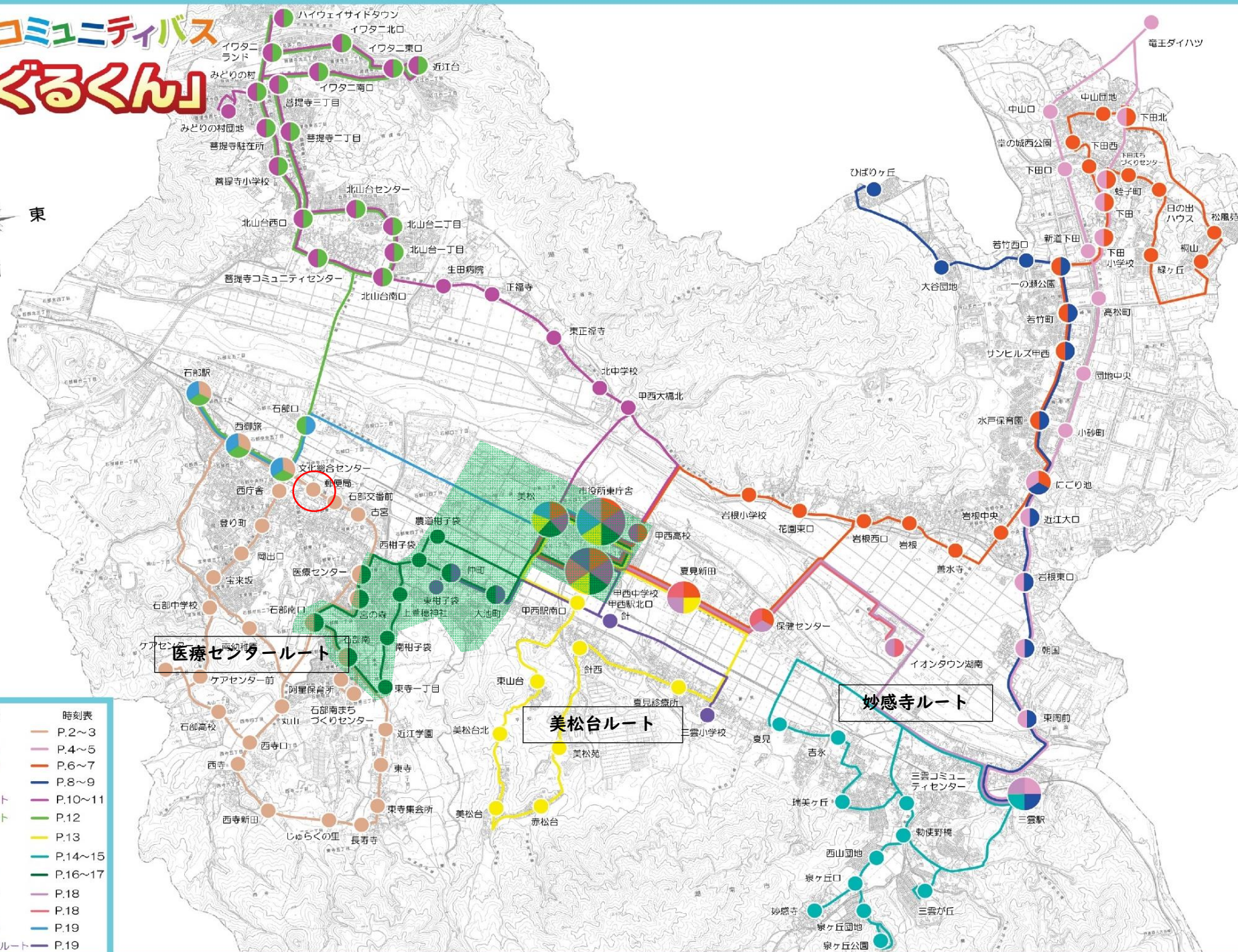
路線名	時刻表
石部循環線	P.2~3
下田線・三雲駅ルート	P.4~5
下田線・甲西駅ルート	P.6~7
ひばりヶ丘線	P.8~9
菩提寺線・甲西駅ルート	P.10~11
菩提寺線・石部駅ルート	P.12
美松台ルート	P.13
妙感寺ルート	P.14~15
医療センタールート	P.16~17
三雲線・東庁舎ルート	P.18
イオンタウンルート	P.18
石部線・東庁舎ルート	P.19
甲西南線・三雲小学校ルート	P.19

湖南省コミュニティバス 「めぐるくん」



路線名	時刻表
石部循環線	P.2~3
下田線・三雲駅ルート	P.4~5
下田線・甲西駅ルート	P.6~7
ひばりヶ丘線	P.8~9
菩提寺線・甲西駅ルート	P.10~11
菩提寺線・石部駅ルート	P.12
美松台ルート	P.13
妙感寺ルート	P.14~15
医療センタールート	P.16~17
三雲線・東庁舎ルート	P.18
イオンタウンルート	P.18
石部線・東庁舎ルート	P.19
甲西南線・三雲小学校ルート	P.19

湖南省コミュニティバス 「めぐるくん」



路線名	時刻表
石部循環線	P.2~3
下田線・三雲駅ルート	P.4~5
下田線・甲西駅ルート	P.6~7
ひばりヶ丘線	P.8~9
菩提寺線・甲西駅ルート	P.10~11
菩提寺線・石部駅ルート	P.12
美松台ルート	P.13
妙感寺ルート	P.14~15
医療センタールート	P.16~17
三雲線・東庁舎ルート	P.18
イオンタウンルート	P.18
石部線・東庁舎ルート	P.19
甲西南線・三雲小学校ルート	P.19

■妙感寺ルート時刻表

番号	1 ※	2 ※	3	4 ※	5 ※	6 ※	7 ※	8
農道柑子袋	—	—	—	—	追加	—	—	—
市役所東庁舎	—	—	—	—	—	追加	—	—
イオンタウン湖南	—	—	—	—	—	追加	—	—
三雲駅	7時15分	9時00分	9時55分	11時10分	13時45分	14時35分	16時05分	17時15分
三雲が丘	7時17分	9時02分	9時57分	11時12分	13時47分	14時37分	16時07分	17時17分
西山団地	7時20分	9時05分	10時00分	11時15分	13時50分	14時40分	16時10分	17時20分
泉ヶ丘団地	7時23分	9時08分	10時02分	11時17分	13時53分	14時43分	16時12分	17時22分
泉ヶ丘公園	7時24分	9時09分	10時03分	11時18分	13時54分	14時44分	16時13分	17時23分
泉ヶ丘団地	7時26分	9時11分	10時04分	11時19分	13時56分	14時46分	16時14分	17時24分
泉ヶ丘口	7時26分	9時11分	10時04分	11時19分	13時56分	14時46分	16時14分	17時24分
妙感寺	7時27分	9時12分	10時06分	11時21分	13時57分	14時47分	16時16分	17時26分
泉ヶ丘口	7時28分	9時13分	10時06分	11時21分	13時58分	14時48分	16時16分	17時26分
西山団地	7時30分	9時15分	10時07分	11時22分	14時00分	14時50分	16時17分	17時27分
勅使野橋	7時31分	9時16分	10時08分	11時23分	14時01分	14時51分	16時18分	17時28分
三雲コミュニティセンター	7時32分	9時17分	10時09分	11時24分	14時02分	14時52分	16時19分	17時29分
瑞美ヶ丘	7時34分	9時19分	通過	通過	14時04分	14時54分	通過	通過
吉永	7時37分	9時22分	通過	通過	14時07分	14時57分	通過	通過
夏見	7時38分	9時23分	通過	通過	14時08分	14時58分	通過	通過
三雲駅	7時53分	9時33分	10時20分	11時35分	14時18分	15時08分	16時30分	17時40分
農道柑子袋	—	—	追加	—	—	—	—	—
イオンタウン湖南	—	—	—	追加	—	—	—	—
市役所東庁舎	—	—	—	追加	—	—	—	—

注釈) 青字は休日運休、※はタクシー運行

■美松台ルート時刻表

番号	1 ※	2 ※
農道柑子袋	—	追加
甲西駅北口	8時18分	—
市役所東庁舎①	通過	11時15分
夏見新田	通過	11時17分
夏見診療所	通過	11時20分
針西	8時21分	11時21分
美松苑	8時22分	11時22分
赤松台	8時23分	11時23分
美松台	8時26分	11時26分
美松台北	8時28分	11時28分
東山台	8時29分	11時29分
甲西駅南口	8時32分	11時32分
美松	8時35分	11時35分
市役所東庁舎①	8時38分	11時38分
農道柑子袋	追加	—
郵便局(平和堂石部)	—	追加

番号	3 ※	4 ※
郵便局(平和堂石部)	追加	—
市役所東庁舎②	14時55分	16時50分
美松	14時56分	16時51分
甲西駅南口	14時59分	16時54分
東山台	15時02分	16時57分
美松台北	15時03分	16時58分
美松台	15時05分	17時00分
赤松台	15時08分	17時03分
美松苑	15時09分	17時04分
針西	15時10分	17時05分
夏見診療所	15時11分	17時06分
夏見新田	15時14分	17時09分
市役所東庁舎②	15時18分	通過
甲西駅北口	—	17時13分

注釈) 青字は休日運休、※はタクシー運行

■医療センタールート時刻表

番号	1 ※	2	3	4	5 ※	6 ※
郵便局(平和堂石部)	—	—	—	追加	—	—
甲西駅北口	7時50分	8時34分	10時35分	12時45分	15時35分	17時20分
甲西中学校	通過	通過	10時36分	12時46分	15時36分	通過
市役所東庁舎②	通過	通過	10時39分	12時49分	15時39分	通過
美松	通過	通過	10時40分	12時50分	15時40分	通過
大池町	7時53分	8時37分	10時43分	12時53分	15時43分	17時23分
仲町	7時54分	8時38分	10時44分	12時54分	15時44分	17時24分
西柑子袋	7時54分	8時38分	10時44分	12時54分	15時44分	17時24分
上葦穂神社	7時55分	8時39分	10時45分	12時55分	15時45分	17時25分
南柑子袋	7時55分	8時39分	10時45分	12時55分	15時45分	17時25分
東寺一丁目	7時56分	8時40分	10時46分	12時56分	15時46分	17時26分
石部南	7時57分	8時41分	10時47分	12時57分	15時47分	17時27分
石部南口①	7時58分	8時42分	10時48分	12時58分	15時48分	17時28分
宮の森	7時59分	8時43分	10時49分	12時59分	15時49分	17時29分
医療センター	8時00分	8時44分	10時50分	13時00分	15時50分	17時30分
西柑子袋	8時02分	8時46分	10時52分	13時02分	15時52分	17時32分
農道柑子袋	8時03分	8時47分	10時53分	13時03分	15時53分	17時33分
美松	通過	8時48分	10時57分	通過	通過	通過
市役所東庁舎①	通過	8時49分	10時58分	通過	通過	通過
甲西中学校	通過	8時51分	11時00分	通過	通過	通過
甲西駅北口	8時10分	8時54分	11時04分	13時10分	16時00分	17時40分
郵便局(平和堂石部)	—	—	追加	—	—	—

注釈) 青字は休日運休、※はタクシー運行

令和 9 年度停留所名称変更について（案）

資料11

路線	令和 8 年度	令和 9 年度（案）
石部循環線	医療センター	石部診療所
	阿星保育所	阿星あかつき保育園
	南幼稚園	石部南学童保育所
下田線・三雲駅ルート	三雲駅	三雲駅南口
下田線・甲西駅ルート	水戸保育園	HOPPA湖南水戸
ひばりヶ丘線	水戸保育園	HOPPA湖南水戸
	三雲駅	三雲駅南口
医療センタールート	医療センター	石部診療所
妙感寺ルート	三雲駅	三雲駅南口
三雲線・東庁舎ルート	三雲駅	三雲駅南口

○湖南省地域公共交通会議設置要綱

令和4年9月1日

告示第85号

湖南省地域公共交通会議設置要綱（平成16年湖南省告示第18号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議及び調整するため、湖南省地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議、検討及び調整を行う。

- （1）市民の生活交通確保に関する枠組みづくりその他生活交通のあり方全般に関すること。
- （2）具体的な路線に係る生活交通確保に関する計画策定及び決定に関すること。
- （3）法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- （4）交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （5）その他公共交通に関し必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 交通会議は、次の各号に掲げる委員により構成し、会議を開催する。

- （1）国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局の職員
- （2）一般社団法人滋賀県バス協会の職員
- （3）一般社団法人滋賀県タクシー協会の職員
- （4）関係行政機関の職員
- （5）関係する公共交通事業者、団体、道路管理者その他交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
- （6）市民又は市内公共交通の利用者
- （7）学識経験者
- （8）副市長
- （9）市職員

(10) 関係諸団体の代表者

(11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験者をもって充てる。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

6 委員は、構成団体の職員等のうち、会議開催に当たり当該団体の長が指名した職員をもって充てる。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。なお、会長に事故その他の理由により支障があるときは、会長が指名する者が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められらた者の同意を得るものとする。

4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議事については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めることができる。

7 会長は、交通会議の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(自動車部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について交通会議の業務を円滑に行うため、交通会議に自動車部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

3 部会長は、交通会議会長が指名する。

4 部会長は、部会を代表し、その会務を統括する。

5 部会委員は、次に掲げる者のうちから交通会議会長が指名する。

(1) 国及び県における公共交通に係る行政機関の職員

(2) 地域における公共交通に係る行政機関の職員

(3) 関係バス事業者

(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者

(5) 公共交通に係る部署の市の職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、部会の運営上必要と認められる者

(所掌事務)

第8条 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交通会議に付すべき事項に関すること。

(2) 交通会議で議決した事項の執行に関すること。

(3) 具体的な路線に係る乗合旅客運送の態様に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営及び生活交通について必要な事項に関すること。

(協議結果)

第9条 部会において協議が整った場合は、交通会議において協議が整ったものとみなす。

(運賃等協議会)

第10条 道路運送法の規定に基づき、交通会議に運賃等協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、路線定期運行に係る運賃等について協議を行う。ただし、複数事業者の運賃等を協議するときは、1事業者ごとに協議を行うものとする。

3 協議会は、次に掲げる者を構成員とする。

(1) 国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局の職員

(2) 関係バス事業者

(3) 市民意見を代表する者として市長が認める者

(4) 協議を行う路線に係る市町職員

- 4 協議会において運賃等の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、交通体系及び施策の総合調整に関する事務を所管する課に置く。
3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第12条 交通会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第13条 交通会議に監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。
3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。
4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、その収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(県協議会への報告)

第15条 交通会議において協議した結果は、滋賀県地方バス対策地域連絡協議会へ報告する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第87—6号)

この告示は、令和5年10月1日から施行する。